

～ 印鑑登録手順について ～

《紛失などによる再登録の場合は、現在の印鑑登録を廃止する必要があるため、印鑑登録廃止申請書を記入していただきます。》

**本人が窓口で手続きする場合**

◇持参していただくもの

①登録するはんこ

※大量生産されたもの、ふちが欠けているもの、プラスチック製等変形しやすいものは登録できません。ホームセンター等で販売している既製品・学校などの記念品は大量生産品が多いようですのでご確認ください。

②公的機関発行の顔写真付き身分証明書

(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳 など)  
以上、①②を持参して窓口申請してください。

☆顔写真付き身分証明が無い方は、以下の手続きを確認してください。

申請受理後、本人あてに照会書を簡易書留で郵送します。照会書の中に記入・押印する箇所がありますので、すべて記載し、登録するはんこと一緒に持参してください。

**顔写真付き身分証明書がないが、当日中に登録したい場合**

◇持参していただくもの

①登録するはんこ

※大量生産されたもの、ふちが欠けているもの、プラスチック製等変形しやすいものは登録できません。ホームセンター等で販売している既製品・学校等の記念品は大量生産品が多いようですのでご確認ください。

②申請書裏面の保証人欄の記入

※印鑑登録申請書裏面に保証人欄があるため、保証人の方に来庁いただきます。保証人になれる方は川崎町で印鑑登録している方となります。

※保証人本人の印鑑登録証(カード)及び登録しているはんこを持参していただき、保証人に保証人欄をすべて記入していただきます。

以上、①②および保証人の印鑑登録証と登録しているはんこを持参して窓口申請してください。

## 代理人が窓口で手続きする場合

《代理人が申請をする場合は当日中に登録することはできません。窓口には3回お越しいただきます。》

### 1 回目来庁のさい

代理人の方に代理人選任届をお渡ししますので、登録者本人がにすべて記載してもらい、以下「2回目来庁のさい」のとおり①～④をお持ちになってお越しください。

### 2 回目来庁のさい、持参していただくもの

#### ①登録したい方の登録するはんこ

※大量生産されたもの、ふちが欠けているもの、プラスチック製等変形しやすいものは登録できません。ホームセンター等で販売している既製品・学校等の記念品は大量生産品が多いようですのでご確認ください。

②代理人の身分証明書（自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカード など）

③代理人のはんこ（シャチハタ以外） ※3回目の来庁時も同じはんこを使用します。

④1 回目来庁のさいお渡しした代理人選任届（登録者本人が記入・押印したもの）

申請受付後、登録者本人あてに照会書を簡易書留で郵送します。

照会書の中に登録者本人の回答書欄、代理権通知書欄を記入・押印する箇所がありますので、すべて登録者本人が記載してください。

代理権通知書欄の印鑑は申請の時に使用した代理人のはんこを押印してください。

### 3 回目来庁のさい、持参していただくもの

①回答書・代理権通知書（登録者本人が記入・押印したもの）

②登録したい方の登録するはんこ

③代理人の身分証明書

④代理人のはんこ（シャチハタ以外） 2 回目来庁時と代理権通知書に使用したもの